

英国会社の取締役解任の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書において英国会社とは、英国の「2006 年会社法」に基づき、構成・設立される非公開株式会社をいいます。

取締役解任をしようとする英国会社は、株主が普通決議を通じ、辞任を拒否した取締役を解任する

弊所が英国会社の取締役解任手続きを代行するサービス費用は 800 ポンド（取締役 1 人あたり）です。弊所のサービスには、会議のお知らせ及び株主総会や取締役会の議事録の作成、取締役名簿の更新が含まれますが、株主総会への出席が含まれません。

英国会社の取締役解任を行うために、お客様は英国会社の会社設立証明書の写し、最新の確定報告書の写し、定款細則の写し、新しい取締役の身分証明書類や住所証明書類等を提供する必要があります。具体的には本見積書の第 3 節をご参照ください。

一般的に、お客様より必要な各書類を受け取った日から、英国会社の取締役解任手続きを全て完了するには約 4~5 週間かかります。具体的には本見積書の第 4 節をご参照ください。

本見積書は参考用に過ぎず、最終的な取引条項を構成するものではありません。サービス費用は、弊所が個別のケースごとに提出する見積書を基準とします。弊所は、事前の通知なしに費用を随時調整する権利を留保します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Rooms 7F-702, 7/F., 188 Section 5
Nanjing East Road
Songshan District, Taipei
Taiwan 105411
〒105411台湾台北市松山区
南京東路五段188号7楼7F-702室
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

Rooms 502-03, 5/F.,
Lions Mansion Matsugaya
1-4-6 Matsugaya, Taito, Tokyo
Japan 111-0036
〒111-0036東京都台東区松が谷1-4-6
ライオンズマンション5階502-03
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 5, 2/F., 39-41 High Street
New Malden, Surrey
KT3 4BY, UK
T: +44 20 3910 8392

1. サービスと費用

弊所は、英国会社の取締役解任を代行するサービス費用が 800 ポンドです。サービス内容の詳細は以下の通りです。

- (1) 定款を審査します。
- (2) お客様と相談し、株主総会の開催場所、開催日時を確認します。
- (3) 取締役解任に関する特別お知らせ、取締役会や株主総会の議事録、普通決議、及び英国会社登記所が指定するフォームを作成します。
- (4) 会議に出席する権利を有する者への会議通知の送付について指導します。
- (5) 所定のフォームを英国会社登記所に提出します。

備考：

- (1) 弊所のサービスには、取締役解任に関する株主総会への出席が含まれません。
- (2) 上記の費用は、株主全員の意見が一致する場合に限り適用されます。より複雑な状況については、弊所は、実際の書類作成及びプロコンサルティングサービスに基づき、1 時間あたり 100 ポンドの追加サービス料を請求します。
- (3) 上記の費用には、書類の郵送料が含まれていません。

2. 支払方法

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

お客様が中国本土又は台湾の発票が必要な場合は、弊所は、現地税法が定めた税金を別途請求します。

3. 必要書類

英国会社の取締役解任を行うために、お客様は以下の書類を郵便・ファクス・電子メールにて提供する必要があります。

- (1) 会社設立証明書の写し
- (2) 定款細則の写し
- (3) 直近の確定報告書 (Statement of Confirmation) 写し

- (4) 確定報告書を提出した後提出された変更書類
- (5) 会社登記所の認証コード (Authentication Code)
- (6) 現職の取締役のパスポート写し、及び直近 3 か月の住所証明書類 (公共料金請求書、銀行取引明細書等)

啓源がお客様の英国会社の秘書役を務めている場合、お客様は上記の第 1～5 項を提供する必要がありません。

住所証明書類は、取締役の情報 (氏名や詳細な住所)、書類の種類、発行日、発行機関を記載する公共料金請求書、又は銀行取引明細書でなければなりません。英語表記でない場合、参考用の英語訳本の提出は必要です。

上記の身分証明書類は、弊所のスタッフ又はお客様所在地での弁護士、公証役場によって認証される必要があります。啓源の認証サービスをご利用のお客様は、啓源のいずれかの事務所で認証を受けるか、又はビデオを通じて認証を受けることができます。

4. 流れと所要時間

取締役解任手続きを完了するには約 4～5 週間かかります (会議の通知期間を含む)。具体的な流れ及び所要時間は以下の通りです。

手順	内容	日数
1	お客様は取締役解任を啓源へ委託し、必要書類 (第 3 節をご参照) を啓源に提供します。	お客様次第
2	啓源は取締役解任に関する請求書を発行します。お客様は弊所の費用を支払います。	お客様次第
3	お客様と相談し、株主総会の開催場所、開催日時を確認します。	お客様次第
4	啓源は、取締役会・株主総会のお知らせ、議事録 (草案) 等を含む取締役解任書類を作成し、お客様に送付します。	1
5	お客様は、会議に出席する権利を有する者への会議お知らせを送付します。	1
6	お客様は株主総会を開催し、取締役解任に関する決議案を可決します。	28
7	普通決議を可決してから 14 日以内に所定のフォーム TM01 を英国会社登記所へ提出します。	14
8	お客様は取締役解任関連書類をお客様に送付します。	1
合計：		5 週間から

6. 取締役解任後、お客様に引き渡す書類

取締役解任の手続きが完了後、下記の法的書類をお客様に引き渡します。

- (1) 特別お知らせ
- (2) 取締役会・株主総会の議事録
- (3) 英国会社登記所の所定のフォーム
- (4) 更新済の取締役名簿

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール：info@kaizencpa.com

固定電話：+852 2341 1444

携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com